

関 係 各 位

保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（通知）

このことについて、平成30年3月22日付け厚生労働省から発出された「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」により、届出様式の一部が改正されたことに伴い、次のとおり北海道の様式を定めましたので通知します。

つきましては、貴管内の各サービス事業者等あて周知をお願いします。

記

1 届出様式

当課ホームページに掲載しています。

アドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/kyufuhiyoshiki.htm>

2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出の特例

道が所管する事業所は、平成30年4月1日に算定を開始する加算に係る届出の提出期限を平成30年4月16日（月）としています。

〔 事業指定グループ 〕  
内線：6-210-25-226